

藤沢都市計画事業北部第二（三地区）土地区画整理事業施行条例の
一部改正について

藤沢都市計画事業北部第二（三地区）土地区画整理事業施行条例の一部を次のよ
うに改正する。

2018年（平成30年）2月15日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢都市計画事業北部第二（三地区）土地区画整理事業施行条例の
一部を改正する条例

藤沢都市計画事業北部第二（三地区）土地区画整理事業施行条例（平成3年藤沢
市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「公募」の次に「（一般競争入札を除く。以下同じ。）」を加え、
同条第3項第3号中「による」を「により処分する場合において」に改め、同項中
第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 一般競争入札により処分する場合において、落札者がいなかったとき又は
落札者と契約に至らなかったとき。

第9条中「処分価格」の次に「又は最低処分価額」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、北部第二（三地区）土地区画整理事業における保留地
について処分金の増収を図るため、譲渡価額を定めて行う公募による処分のほか一
般競争入札による処分を導入する必要による。